

平成 23 年 11 月 28 日

地熱発電事業に係る自然環境影響検討会  
座長 熊谷洋一 様

公益財団法人 日本自然保護協会  
保護プロジェクト部 辻村千尋

### 地熱発電事業に係る自然環境影響検討会に対する意見

地熱発電事業が国立・国定公園などの自然環境に与える影響について、2011年6月28日から11月8日に至るまでの期間で、4回の会議が開催されました。まずはこの間の議論における、座長の熊谷様のご尽力に敬意を表します。

日本自然保護協会は、第2回検討会（8月17日）における意見表明の場において、自然保護の観点から問題点、課題を指摘させて頂きました。その後の検討会を傍聴する中で、新たな疑問や懸念が生じたので、下記意見を述べさせていただきます。

1. 地熱発電所の事業者に対して、還元水への硫酸等の注入も含め、全てのリスク情報を検討会の場に提供するよう強く求め、国立・国定公園の自然環境に与える影響についてご議論、ご検討をお願いいたします。

第4回検討会の資料-3の中で、還元井のシリカスケール付着防止のために、硫酸等を注入し、pH調整を行なっているとの記載がありました。この件について委員から、その行為の頻度を問われた際には、常時であるとの見解が示されました。

硫酸等を注入しているということは、地下水の水質を変化させていることに他なりません。そもそも、地下水の水質を変化させることや、質の異なるものを地下に排水していることの是非は、これまで議論されてきていません。当協会では、ヒアリングの際に「持続可能性への疑問」の中で、地下への還元の是非について、「議論が尽くされているとは考えられない」と指摘しています。これは、河川等に流せば、当然汚水として相応の安全基準を満たさない限り、許されることではない行為が、地下に戻されるということだけで、その安全性やリスクについて調査も議論もなされないのは不十分であるとの指摘です。硫酸等を注入し、地下水の水質を変化させているのであれば、なおさら、その是非を議論すべきです。

また、この還元水への硫酸等の注入という重要な情報が、これまで詳細な情報として出てこなかった件は重視されるべきです。これ以外にも開示されていない情報があるのではないかと懸念を抱かざるを得ません。少なくとも、どれくらいの期間、どれくらいの頻度でこうした行為が行なわれているのかや、この行為が地下水文環境に与える影響についてモニタリングを行なっているのか否かなど、事業者の情報開示を求める必要があります。検討に必要な情報を全て開示するよう、既設の発電所の事業者に対して求め、その上で地熱発電事業が自然環境に与える影響について、慎重にご議論・ご検討をお願いします。

2. 国立・国定公園の自然の価値、保全の必要性はますます高くなっていることを前提にご議論いただきたい。

今般の社会情勢から、地熱発電への期待が高いことは理解します。それと同時に、世界的にみても稀有で希少な我が国の豊かな生物多様性を後世に引き継いでいくことも重要で

あり、生物多様性国家戦略においても国立・国定公園はそのための屋台骨と位置づけられています。再生可能な自然エネルギーの推進は、当然、こうした観点と矛盾せず進めるべきです。生物多様性条約第 10 回締約国会議では、2011 年以降の生物多様性保全戦略計画（愛知目標）が採択され、国立・国定公園をはじめとする保護地域のさらなる拡充を国際的に約束しました。また、環境省では、国立・国定公園の総点検を行ない、更なる保護地域の拡充を進めています。同時に、自然環境基礎調査や、重要生態系監視地域モニタリング調査が継続的に実施され、自然環境の新たな知見の収集のための努力もなされています。今回の検討会の目的には、過去の通知の見直しに向けた基本的な考え方の整理を行うことがありますが、この通知が出された当時と比較すれば、自然環境に関する知見は増加していますし、国際的にも国内的にも国立・国定公園の自然の価値、保全の必要性はますます高くなっています。この前提を踏まえての議論をさらに進め、基本的な考え方の整理をおこなっていただきたいと考えます。

**3. 地熱発電と国立・国定公園との関係を整理した 1970 年代から地熱発電の環境保全技術がほとんど進歩していないため、地熱発電事業の新たな許可は難しいと考えます。**

当協会ではヒアリングの際に、地熱発電事業の環境保全に関する科学的・技術的研究が不十分であることを指摘しました。例えば景観に与える影響については、建物の色を調整しても構造物が目立っていることや、むき出しの配管は縦横に配置されたままであることは検討会資料の中の写真でも明らかです。また、新たな掘削井の工事が連続的に行なわれており、さながら工場的な工作物が国立公園の風景の中に存在し、調和しているとは思えません。国立・国定公園の中にこのように景観に調和していない地熱発電を認めるということは公園指定を一部解除することに等しいと思います。許可できないようなものを認めざるをえない時は公園指定を解除するということは、環境庁発足直前時の 1970 年に鹿島臨海工業地帯、酒田、福井の開発に際してとられた措置であり、その後国会の議論によって開発のための公園区域の解除はしてはならないと決議されています。面的な開発規模は違うものの、地熱発電開発も基本は同じです。また、施行規則では、公園の風景と調和しないような工作物は許可してはいけないことになっています。従いまして、現状での環境保全技術の進歩状況では、少なくとも国立・国定公園の普通地域以外での開発許可は、難しいものと考えます。

以上

<上記意見に関する連絡先>

公益財団法人日本自然保護協会  
保護プロジェクト部 辻村千尋

住所：東京都中央区新川 1-16-10 ミトヨビル 2F

TEL：03-3553-4103 fax：03-3553-0139

E-Mail：tsujimura@nacsj.or.jp